

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当) 名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課 (水環境保全グループ) (06-6615-7984)											
処分課 (担当) 名	同上											
処分の名称	工業用地下水の採取の許可 (変更許可を含む)											
概要	工業用水法は、規制地域内における、工業用の、一定規模以上の揚水設備について、ストレーナーの位置と吐出口断面積を許可基準として定め、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、それによりその地域における工業の健全な発展と地盤沈下の防止に資することを目的としています。なお、大阪市内の当該許可は、大阪市長が行います。											
根拠法令等 及び条項	工業用水法第3条・第4条・第5条・第7条・第8条 工業用水法施行規則第3条・第4条・第6条											
審査基準	<p>1. 規制対象</p> <p>①用途 製造業 (物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業</p> <p>②規模 吐出口断面積が6 cm<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>③指定地域 大阪市のうち、都島区、福島区、此花区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、東淀川区、東成区、生野区 (平野川以東の地域に限る。)、旭区、城東区、東住吉区 (一般国道二十五号線以北の地域に限る。)、西成区、淀川区、鶴見区、住之江区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、平野区 (平野川との交差点以西の一般国道二十五号線及びその交差点以東の平野川以北の地域並びに加美西二丁目のうち平野川以南の地域に限る。) 及び北区 (大淀北一丁目及び二丁目、大淀中一丁目から五丁目まで、大淀南一丁目から三丁目まで、国分寺一丁目及び二丁目、天神橋七丁目及び八丁目、豊崎一丁目から七丁目まで、中津一丁目から七丁目まで、長柄中一丁目から三丁目まで、長柄西一丁目及び二丁目、長柄東一丁目から三丁目まで、本庄西一丁目から三丁目まで並びに本庄東一丁目から三丁目までに限る。)。ただし、公有水面を除く。</p> <p>2. 許可基準 次に掲げる地域内の揚水設備については、各地域ごとに、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、それぞれ同表の基準に該当しなければなりません。</p> <table border="1" data-bbox="324 1254 1485 1591"> <thead> <tr> <th>地域 (工業用水法施行令別記第四号)</th> <th>ストレーナーの位置</th> <th>揚水機の吐出口の断面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 福島区、此花区、港区、大正区、浪速区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西淀川区、淀川区 (一般国道百七十六号線との交差点以北の阪急電鉄神戸本線及び当該交差点以南の一般国道百七十六号線以西の地域に限る。)、住之江区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西成区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。) 及び北区 (大淀北一丁目及び二丁目、大淀中一丁目から五丁目まで、大淀南一丁目から三丁目まで並びに中津五丁目から七丁目までに限る。)</td> <td>地表面下600m以深</td> <td>21cm<sup>2</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>ロ イに掲げる地域以外の地域</td> <td>地表面下500m以深</td> <td>21cm<sup>2</sup>以下</td> </tr> </tbody> </table>			地域 (工業用水法施行令別記第四号)	ストレーナーの位置	揚水機の吐出口の断面積	イ 福島区、此花区、港区、大正区、浪速区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西淀川区、淀川区 (一般国道百七十六号線との交差点以北の阪急電鉄神戸本線及び当該交差点以南の一般国道百七十六号線以西の地域に限る。)、住之江区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西成区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。) 及び北区 (大淀北一丁目及び二丁目、大淀中一丁目から五丁目まで、大淀南一丁目から三丁目まで並びに中津五丁目から七丁目までに限る。)	地表面下600m以深	21cm <sup>2</sup> 以下	ロ イに掲げる地域以外の地域	地表面下500m以深	21cm <sup>2</sup> 以下
地域 (工業用水法施行令別記第四号)	ストレーナーの位置	揚水機の吐出口の断面積										
イ 福島区、此花区、港区、大正区、浪速区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西淀川区、淀川区 (一般国道百七十六号線との交差点以北の阪急電鉄神戸本線及び当該交差点以南の一般国道百七十六号線以西の地域に限る。)、住之江区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西成区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。) 及び北区 (大淀北一丁目及び二丁目、大淀中一丁目から五丁目まで、大淀南一丁目から三丁目まで並びに中津五丁目から七丁目までに限る。)	地表面下600m以深	21cm <sup>2</sup> 以下										
ロ イに掲げる地域以外の地域	地表面下500m以深	21cm <sup>2</sup> 以下										
標準処理期間	30日											
経由日数	なし											
提出先	環境局環境管理部環境管理課 (水環境保全グループ)											
提出時期	随時											
提出方法	井戸使用許可申請書に必要な書類を添付して、環境局環境管理部環境管理課に提出してください。											
手数料	なし											
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課 (水環境保全グループ)											
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000393638.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000393638.html</a>											
備考												